

参 考

厚木市民憲章

厚木市家庭のしつけ

市内私立幼稚園一覧

市内私立小学校

市内高等学校一覧

市内大学一覧

教育基本法

厚木市民憲章

(昭和39年2月1日制定)

大山を仰ぎ、相模川の流れに臨む郷土、ここに生きるわたくしたち厚木市民は、先人の努力をうけつぎ、県央の近代都市としての発展をめざして、この憲章をかかげ力強く前進しましょう。

- 一 わたくしたち厚木市民は、花や緑を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 一 わたくしたち厚木市民は、たがいに敬い愛しあい、善意に満ちた家庭とまちをつくりましょう。
- 一 わたくしたち厚木市民は、教養をゆたかにし、文化の高いまちをつくりましょう。
- 一 わたくしたち厚木市民は、健康ではたらき、力あふれるまちをつくりましょう。
- 一 わたくしたち厚木市民は、進んできまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。



市の木 もみじ
(昭和44年2月1日制定)



市章
(昭和30年3月22日制定)



市の花 さつき
(昭和44年2月1日制定)

令和元年10月1日現在

人 口	224,677人	世 帯	100,377世帯
人口密度	2,394/㎢	面 積	93.84㎢
東 西	13.76km	南 北	14.71km
市 の 色	きみどり		

厚木市家庭のしつけ

(昭和44年2月1日制定)

わたくしたちの厚木市があかるくすみよいまちに発展してゆくためには、こどもたちを善意に満ちた健全な家庭の中で「よりよい社会人」に成長させてゆく必要があります。

親は正しい愛情をもち、正しい生活と家族相互の理解などをいつも心にかけてながら、こどもが自分で考え正しい判断をして、あかるく行動ができるようによい家庭の「しつけ」を実践してゆきましょう。

あいさつのできるこどもにそだてましょう。

ありがとうといえるこどもにそだてましょう。

めいわくをかけないこどもにそだてましょう。

きまりのよいこどもにそだてましょう。

こんきづよいこどもにそだてましょう。

すすんでしごとをするこどもにそだてましょう。

なかよくするこどもにそだてましょう。

市内私立幼稚園一覧

幼稚園名	所在地	電話番号
厚木幼稚園	幸町6-22	229-0491
厚木さくら幼稚園	関口919	245-0856
厚木たちばな幼稚園	棚沢63	241-3588
厚木田園幼稚園	三田1303	223-7543
厚木のぞみ幼稚園	妻田東2丁目5-41	224-6841
厚木緑ヶ丘幼稚園	緑ヶ丘2丁目2-2	221-0242
伊勢宮幼稚園	及川2丁目23-1	241-0944
えいすう幼稚園	寿町3丁目14-7	221-0115
小鮎幼稚園	飯山2377	241-1423
清和幼稚園	旭町5丁目36-25	228-1626
ちぐさ幼稚園	寿町2丁目6-19	221-0730
とびお幼稚園	鳶尾2丁目22-18	241-6611
ぬるみず幼稚園	温水1134	247-9252
光ヶ丘幼稚園	恩名3丁目11-55	222-2561
はやし幼稚園	林2丁目13-41	223-0710
毛利台幼稚園	毛利台2丁目3-21	248-0085
七沢幼稚園	七沢590	247-3175
森の里幼稚園	森の里1丁目30-1	248-6891

市内私立小学校

学校名	所在地	電話番号
七沢希望の丘 初等学校	七沢433-1	270-6123

市内高等学校一覧

学 校 名	所 在 地	電 話 番 号
県立厚木高等学校	戸室 2 丁目 24- 1	221-4078
県立厚木東高等学校	王子 1 丁目 1- 1	221-3158
県立厚木商業高等学校	王子 3 丁目 1- 1	223-6669
県立厚木清南高等学校	岡田 1 丁目 12- 1	228-2015
県立厚木北高等学校	下荻野 886	241-8001
県立厚木西高等学校	森の里青山 12- 1	248-1705
厚木中央高等学校	恩名 1 丁目 17-18	221-5678
クラーク記念国際高等学校	旭町 1 丁目 32-7	220-5539
星槎国際高等学校	中町 3 丁目 16- 8	296-5252

市内大学一覧

学 校 名	所 在 地	電 話 番 号
神 奈 川 工 科 大 学	下荻野 1030	291-3250
東 京 工 芸 大 学	飯山 1583	242-4111
東 京 農 業 大 学	船子 1737	270-6220
湘 北 短 期 大 学	温水 428	247-3131
松 蔭 大 学	森の里若宮 9- 1	247-1511

教育基本法

平成18年12月22日

法律第120号

(前文)

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く^{ひら}教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなけれ

ばならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

- 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

- 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。